

(用語の定義) このアンケートにおける用語の定義は次のとおりです。

幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設 (町では1か所：藤崎幼稚園)
保育所(園)	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設 (町では3か所：藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所)
認定こども園	幼稚園と保育所(園)の機能を併せ持つ施設 (町では3か所：ふじこども園、ときわこども園、みずきこども園)
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の 情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等 を実施する事業
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相 談、情報提供、助言その他の援助を行う事業(藤崎保育所で実施)
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠中の適時に必要に応じた医学 的検査を実施する事業(町で実施)

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業（町で実施）
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業（町で実施）
子育て短期支援事業	（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
子育て援助活動支援事業	（ファミリー・サポート・センター事業） 子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（町社会福祉協議会で実施）
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 （町の3保育所（園）、3認定こども園、1幼稚園で実施）
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間に、保育所（園）、認定こども園等において保育を実施する事業 （町の3保育所（園）、3認定こども園で実施） ※藤崎幼稚園は、一時預かり事業で時間延長を実施
病児・病後児保育事業	病児、病後児（病気の回復期にある児童）について、病院、保育所（園）、認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業（藤崎保育所で病後児保育事業を実施）
放課後児童健全育成事業	（放課後児童クラブ、学童クラブ） 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や長期休み等に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業 （藤崎小学校併設施設（藤崎小1～2年）、ふれあいずーむ館（藤崎小3～6年）、中央小学校併設施設（中央小1～2年）、中央小学校特別教室（中央小3～6年）、常盤小学校併設施設（常盤小1年）、常盤生涯学習文化会館（常盤小2～3年）、常盤小学校特別教室（常盤小4～6年）で実施）
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である保護者の児童が、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用したときに、保護者が支払うべき実費徴収額の一部を市町村が補助する事業
子育て世代包括支援センター事業	主として妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う事業
子ども家庭総合支援事業	町内すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る事業
障害児保育事業	保育が必要な心身に障がいのある児童を、保育施設等において保育する事業 （町の3保育所（園）、3認定こども園で実施） ※障がいの程度によっては受け入れできない場合があります。